

## 14 調査計画書の修正の経過及びその内容



## 14 調査計画書の修正の経過及びその内容

## 14.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第46条第1項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見並びに条例第45条において準用する条例第18条第1項の都民の意見書及び条例第45条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域区長及び近隣県市長（江戸川区長、市川市長）の意見を勘案し、また、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表14-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 14-1 (1) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
4 [6]対象事業の目的及び内容				
4.2.2[6.2.2]計画の内容	(1)施設計画	敷地地盤のかさ上げについて、工場反対側の建物・施設の出入りや道路とのすりつけを考慮することを記載した。	p. 6	p. 19
		建替え後の工場棟建築面積を修正した。	p. 6	p. 19
	(2)設備計画 ア 設備概要	煙突排出ガスの量、汚染物質の排出濃度等の表を追加した。	p. 14	p. 27～
	(3)エネルギー計画	具体的な計画内容を追記した。	p. 19	p. 33
	(5)緑化計画	遵守する基準について、「東京における自然の保護と回復に関する条例」を「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」に修正した。また、具体的な計画緑化面積等を追記した。	p. 20	p. 34～
4.3.1[6.3.1]施工計画	(2)工事の概要 イ 解体工事・土工 イ 焼却炉設備等解体	既存煙突の解体方法を追記した。	p. 21～	p. 37～
		(2)工事の概要 イ 解体工事・土工 イ 建築物等解体	石綿含有仕上塗装の取扱いについて環境省通知（環水大大発第 1705301 号）にもとづき修正した。	p. 22
	(3)建設機械及び工事用車両 イ 工事用車両	工事期間中のピーク日における工事用車両台数を追記した。	p. 24	p. 40
4.3.2[6.3.2]供用計画	(1)ごみ収集車両等計画 ウ 計画地周辺道路の将来交通量	交通量の調査結果をもとに、現況交通量、将来交通量を追記した。	-	p. 45～

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

14 調査計画書の修正の経過及びその内容

表 14-1 (2) 調査計画書の修正内容の概要

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	記載ページ	
			調査計画書	評価書案
6 [7.3]地域の概況				
	地域の概況	各種データを最新のものに修正した。	p. 32～	p. 67～
6.1[7.3.1]一般項目	6.1.4[(4)]土地利用 (5)[オ]公園等	表中に区立広場を追加した。	p. 56～	p. 90～
	6.1.7[(7)]関係法令の指定・規制等	「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」を追記した。	p. 67～	p. 101～
7 [7]環境影響評価の項目				
7.1.2[7.1.2]選定した理由	(3)騒音・振動イ 工事の完了後	低周波音に関する記載を修正した。	p. 138	p. 62
8 調査等の手法 [8]環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその程度				
8.2.1[8.1]大気汚染	(3)予測及び評価の手法 [8.1.4]評価(1)評価の指標 イ工事の完了後 (ア)施設の稼働に伴う煙突排出ガス a 長期平均値(年平均値)	千葉県のある行政区域内については、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める基準のほか、「千葉県環境目標値」(昭和 54 年 8 月 8 日千葉県環境部長通知大第 114 号)を加えた。	p. 155	p. 212
8.2.4[8.4]土壌汚染	(2)調査方法 [8.4.1]現況調査 (4)調査結果 ア土地利用の履歴等の状況	汚染土壌封じ込め槽の位置を記載した。	p. 167	p. 334

注) 表中の修正箇所・事項における項目番号については、中括弧無しが調査計画書、中括弧有りが評価書案のものとした。

## 14.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

### 〈知事からの意見〉

#### 第2 意見

##### 【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺には、住宅、学校及び保育園等があり、工事の施行中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、供用後におけるごみ収集車両等の走行による大気汚染、騒音・振動の影響が懸念される。こうしたことを十分考慮した上で、施工方法、使用する機械の種類や台数、工事用車両の走行ルート及び環境保全のための措置等を検討し、環境影響評価書案において詳細に記載すること。

##### 【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法について記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

##### 【悪臭】

悪臭の予測に当たっては、悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とするとしていることから、本事業との類似性についてその根拠を明らかにした上で予測・評価すること。

##### 【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測は、建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業は既存工場の解体後に新工場を建設することから、解体工事や建設工事などの主な工種ごとに予測・評価すること。

【土壌汚染】

計画地内の南側及び東側地下には、既存の江戸川清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封じ込め槽が存在することから、その位置及びその近辺の地下水のモニタリング結果を記載し、本事業による土地の改変と汚染土壌封じ込め槽との位置関係等を明らかにするとともに必要に応じて予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長及び近隣県市長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

### 14.3 調査計画書に対する都民、周知地域区長及び近隣県市長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が0件、周知地域区長及び近隣県市長からの意見書が2件提出された。周知地域区長及び近隣県市長からの意見の概要は以下のとおりである。

#### 〈周知地域区長（江戸川区長）からの意見〉

- 1 調査計画書において、予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。
- 2 石綿含有仕上塗材について、平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号により環境省から通知が出されたところである。本通知に従い、適切に対応されるとともに、石綿除去作業時の石綿飛散状況の監視を検討されたい。
- 3 現清掃工場の建設当時の汚染土壌の封じ込め場所及び汚染物質等について明らかにされたい。また、封じ込め場所の外部に漏洩がないか確認されたい。
- 4 緑化計画について、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の基準を遵守する旨の記載があるが、本事業は「江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例」が適用されるため、本条例を遵守し、適切に対応されたい。
- 5 本事業にあたっては、地域住民に説明するとともに、意見・要望については適切に対応されたい。

#### 〈近隣県市長（市川市長）からの意見〉

- 1 大気汚染物質のうち、二酸化窒素について、千葉県は窒素酸化物に係る施策の目標とすべき環境目標値（日平均値の年間98パーセント値が0.04ppm）を県下一律に設定し、運用している。  
このことから、選定した環境影響評価項目のうち、大気汚染に係る予測・評価小項目における二酸化窒素の評価の指標について、その予測地域のうち、千葉県の行政区域内については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める基準のほか、「千葉県環境目標値」（昭和54年8月8日千葉県環境部長通知大第114号）を加えること。
- 2 環境影響評価の実施にあたっては、本環境影響評価調査計画書に則り実施することは勿論のこと、新たに疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適切な配慮を講じること。

